

IV. 計画の推進のために

1. 行財政改革の推進

東日本大震災に伴う様々な行政需要の増加に加え、社会保障関係費の増加など、依然として厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、震災からの復興を着実に成し遂げ、本県が目指す「生活大県」を実現していくため、平成24年3月に策定した「第6次茨城県行財政改革大綱」に基づき、これまで以上に徹底した改革に取り組む。

●第6次茨城県行財政改革大綱の概要（行財政改革・地方分権推進室ほか）

(1) 推進期間 平成24～28年度までの5年間

(2) 改革の理念

新しい時代にあった県民本位の効率的な行財政システムを構築し、次のことを実現する。

① 震災からの復興と再生支援 ② 「生活大県いばらき」の創造

(3) 改革の視点

① 職員の資質向上と足腰の強い県庁づくり

② 地域資源や行財政資源を最大限に活用

③ 多様な主体との連携・協働と広域連携の推進

④ 自主・自立した「地方政府」の構築

(4) 4つの改革プログラムと主な推進事項

① 県庁改革

・東日本大震災を踏まえた防災体制等の整備

・「新しい公共」の視点に立った連携・協働の推進

・多様な媒体を活用した県政情報の発信と県民の県政への参画促進

・新たな発想で常に県民福祉の向上に前向きに取り組む職員づくり

・メリハリのある人事管理の徹底（新人事評価の本格実施、分限制度の厳正な運用等）

・職員の接遇状況等の外部評価を反映した顧客満足度の向上

・無駄ゼロ推進の徹底

・談合防止のため契約・入札制度の改善

② 財政構造改革

・県債残高（特例的県債除き）の縮減

・プライマリーバランスの黒字化

・計画的な保有土地対策の実施

・公共投資の縮減・重点化

・事務事業の見直し

・租税債権管理機構の活用など県税徴収体制の見直し

・県有財産の有効活用

・県の重要政策を推進するための特別枠の設定

③ 出資団体改革

・廃止・統合等の時期が明確な団体の廃止・統合の実施

・存廃を検討する団体については、早期に目標期限を明示しスピード感を持った改革

・当面存続する団体については、存廃の検証・県補助金等の縮減を行い、効率的運営と自立的経営を促進

④ 分権改革

- ・ 条例制定権の拡大を受け、県民ニーズを踏まえた条例制定
- ・ 権限や税財源の地方移譲に向けた取組強化
- ・ 県と市町村の連携・協力による効果的な「いばらきづくり」の推進
- ・ 市町村への権限移譲の推進と円滑な移譲に向けた積極的支援

2. 地方分権の推進と市町村・近隣県等との連携

●市町村への権限移譲の推進（市町村課）

地方自治制度の基本原則である「基礎自治体優先の原則」に基づき、住民に身近な事務は基礎自治体である市町村が処理できるよう、県から市町村への権限移譲を推進する。

（※「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲）

○ 「まちづくり特例市」制度の活用

人口5万人以上の市を「まちづくり特例市」に指定し、自主的かつ総合的にまちづくりに取り組めるよう土地利用や福祉等の事務を包括的に移譲する「まちづくり特例市」制度を活用するなど、権限移譲の推進を図っている。

（※平成21年度からは、人口5万人未満の市についても「まちづくり特例市（第二期）」に指定）

区分	まちづくり特例市	まちづくり特例市（第二期）
対象	人口5万人以上の市	人口5万人未満の市
包括移譲事務	<p>以下の4分野のうち「個性豊かなまちづくり」分野を含む1分野以上を選択。</p> <p>① 個性豊かなまちづくり【必須】（7法令） 農地転用の許可、開発行為の許可 など</p> <p>② 住みよいくらしづくり（2法令） 認可外保育施設に対する立入検査、身体障害者手帳の交付 など</p> <p>③ 活力ある産業づくり（5法令） 商工会の設立の認可、火薬類の譲渡者等に対する許可 など</p> <p>④ 快適な環境づくり（6法令） 水質汚濁防止法に基づく特定事業場への立入検査、大気汚染防止法に基づく工場等への立入検査 など</p>	<p>以下の3分野のうち1分野（「個性豊かなまちづくり」分野にあつては、1区分）を選択。</p> <p>① 個性豊かなまちづくり 《農地 区分》（2法令） 農地転用の許可 など 《都市計画・都市整備 区分》（5法令） 開発行為の許可 など</p> <p>② 住みよいくらしづくり（2法令） 認可外保育施設に対する立入検査、身体障害者手帳の交付 など</p> <p>③ 活力ある産業づくり（5法令） 商工会の設立の認可、火薬類の譲渡者等に対する許可 など</p> <p>※ 「まちづくり特例市」の3分野の包括移譲事務のうち「個性豊かなまちづくり」分野を2区分に分割。必須分野・区分一なし。</p>

○ 県の支援措置

- ・ まちづくり特例市（第二期を含む）に対して必要に応じて県職員の派遣を行うほか、市町村職員の実務研修を受け入れるなどの人的支援を行う。
- ・ 移譲事務の処理に要する経費について、事務処理特例交付金を交付する。

●合併市町への支援等（市町村課）

旧合併特例法の下で合併した新市町の一体性の確立と均衡ある発展を図るため、建設計画に位置づけられた県事業の着実な推進と合併後のまちづくり等に対する財政支援等を行うとともに、合併特例法の改正を踏まえ、自主的に合併を進めようとする市町村に対して支援を行う。

○新市町村づくり支援事業

対象団体	合併市町
対象事業	合併後のまちづくり支援のため、市町村建設計画期間内に県事業等を実施
支援限度額	1つの合併後の市町村につき10億円

●市町村の広域連携の支援（市町村課）

地方分権が進展する中、市町村は、高度化・多様化するとともに広域化する行政課題への対応を迫られている。これらの課題に的確に対応するため、連携中枢都市圏や定住自立圏などの広域連携に取り組む市町村に対して支援を行う。

○市町村広域連携スタートアップ支援事業

広域連携の機運醸成を図るとともに、市町村間の広域連携の立ち上げにかかる経費に対し補助を行い、広域連携形成に向けたスタートアップを支援する。

●ドクターヘリの導入（医療対策課）

- ・国立病院機構水戸医療センターと水戸済生会総合病院を基地病院としてドクターヘリを運航する。
- ・千葉県ドクターヘリ共同利用、北関東3県ドクターヘリ広域連携、福島県ドクターヘリ広域連携を推進する。
- ・ドクターヘリの円滑な運用を図るため、受入体制の確保及び消防機関との連携を強化する。